

久留米市新総合計画  
次期基本計画  
(骨子案)

## 基本計画の総論

- 第1章 基本計画の概要
- 第2章 基本計画の施策
- 第3章 都市づくりの目標

## 基本計画の各論

- 第1章 誇りがもてる美しい都市久留米
  - 第1節 四季と歴史が見えるまち
  - 第2節 快適な都市生活を支えるまち
  - 第3節 環境を育み共生するまち
  - 第4節 外で活動したくなるまち
  
- 第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米
  - 第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち
  - 第2節 安全で安心して暮らせるまち
  - 第3節 心豊かな市民生活を創造するまち
  - 第4節 多様な市民生活が連帯するまち
  - 第5節 子どもの笑顔があふれるまち
  - 第6節 健康で生きがいもてるまち
  - 第7節 やさしさと思いやりの見えるまち
  
- 第3章 活力あふれる中核都市久留米
  - 第1節 知恵と技術を創造するまち
  - 第2節 アジアに開かれたまち
  - 第3節 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち
  - 第4節 拠点都市の役割を果たすまち
  
- 第4章 基本計画推進に当たって
  - 第1節 協働によって築かれるまち
  - 第2節 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

## **基本計画の総論**

### **第1章 基本計画の概要**

#### **1 基本計画の目的**

本市は、21世紀の都市づくりの指針として基本構想を定め、「水と緑の人間都市」を基本理念に、目指す都市の姿として「誇りがもてる美しい都市久留米」「市民一人ひとりが輝く都市久留米」「活力あふれる中核都市久留米」の3つの都市像を示しています。本計画は、この基本構想を実現するための基本的施策方向を体系的に示した、久留米市の都市づくりの基盤となる基本計画として策定するものです。

#### **2 基本計画の性格**

都市づくりは、住民、事業者、団体、行政が共有化し、協働して取り組む必要があります。基本計画は、そのための指針となるもので、市民と行政が協働して取り組む、都市づくりの地域社会計画です。

#### **3 基本計画の期間**

計画期間は、5年間（平成27年度～平成31年度）とします。

#### **4 基本計画の構成**

構成は、計画全体や都市づくりの目標を示す基本計画総論、さらに目指す都市の姿を実現する施策などを示す基本計画各論より構成します。

#### **5 基本計画の区域**

区域は、基本的に久留米市の行政区域とします。しかしながら、本市が佐賀県東部地域を含む福岡県南部地域の拠点都市としての役割を担うことから、広域的視点にたって計画を策定し、展開します。

#### **6 基本計画の人口**

計画の策定及び展開に当たって、国立社会保障・人口問題研究所の平成22年の推計に、平成22年度以降の本市の社会減の減少傾向を考慮するため直近3年間の住民基本台帳データを加味して推計したものを参考として、本計画の実施によって、平成31年度の人口は???千人とします。

#### **7 基本計画の進行管理（略）**

## 第2章 基本計画の施策

### 1 次期基本計画における重点課題

社会経済情勢の変化や時代潮流を踏まえた都市づくりの長期的展望に基づき、施策展開にあたり、横断的・総合的な視点から特に重点的な取組みを図る必要のある重点課題は次のとおりです。

#### (1) 持続する21世紀型都市の構築

21世紀の日本は、少子化の進行の中で、単に高齢者の比率が増える段階から人口が減少する段階へと入り、人口減少・超高齢社会の世紀となることが確実となっています。

また、都市の低炭素化は21世紀における世界的な課題であり、自治体においても、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、再生可能エネルギーの活用など、地域の特性に応じた都市づくりが求められています。

本計画は、我が国が本格的な成熟社会へと移行する中で新たな躍動を図るべき21世紀のはじめの四半世紀を対象としており、成熟社会に適合し、持続的に発展する21世紀型の都市づくりを始動し、基礎固めを行う重要な時期にあたります。このため、直面する課題への対応のみならず、長期的展望の下、時代潮流の変化を的確にとらえた新たな都市のあり方を模索し、設計図を描き具体化の道筋を示していくことが求められています。

まず、長期的には、人口減少が避けられないことを前提として、拡散型の都市形態から集約型の効率的な都市形態へと転換し、市域の均衡ある発展と環境への負荷の少ない都市空間の整備との両立を図っていかなければなりません。

高度で広域的な都市機能と都市型住宅とが効率的に集積した拠点市街地を形成する一方で、個性ある周辺地域の生活拠点機能を充実させ、それらの拠点を公共交通や道路で連結させることで、ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進め、水と緑と共生する都市空間の整備を進めていく必要があります。

一方、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には、約3人に1人が高齢者という時代となり、高齢世帯や高齢単身世帯、認知症高齢者の一層の増加などから、老老介護や社会的孤立、さらには交通や災害など生活の様々な場面での支援や権利擁護を必要とする高齢者の増加などといった社会的課題がさらに深刻化することが想定されます。

これらへの対応としては、行政による保健や福祉などの公助の充実や一人ひとりの自助の仕組みだけでは限界があり、地域や団体といった地域社会を構成する人々がともに支え合う地域社会での共助の仕組みが不可欠です。

また、元気な高齢者が活躍する機会や場所、さらには、交通や公共空間など高齢

者や障害者も生活しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

また、急激な人口減少は、社会保障制度や経済、地域社会の活力などに及ぼす影響が大きく、少子化への対応は国として最重要課題の一つとなっています。

久留米市は、比較的高い出生率にはあるものの、全国同様、結婚や出産、子育て、教育をめぐる環境は厳しさを増しています。子どもを欲しいと思う人が子どもを生み育て、子どもが健やかに成長することを社会全体で支える仕組みづくりを進めていく必要があります。

## **(2) 住み続けたいと思える、住み続けられる地域社会の形成**

持続的に発展していくためには、基礎体力としての一定の都市規模を維持し、都市機能の集積を図ることが出発点です。このことで、都市規模と機能集積の利点を活かし、活力を生み続けることが可能となります。

また、人々をひきつける魅力ある都市であることも重要です。都市の持つ魅力は、数多くの人々を呼び込み、人々が集い、交流し、暮らし、創造する場を創出します。その中で人々はこの地に親しみ、愛情を感じ、住み続けたいと思える、住み続けられる地域社会を形成します。多様な交流が多層的に繰り広げられ、地域に愛着を持った人々がまちを形成することは、都市の活力の源泉であり、持続的発展に不可欠な要素です。

そのためには、まず、地域経済が持続的に発展するため、中小企業の成長や新たな企業誘致、農業の振興等を図り、定住の基盤となる雇用の場を確保することが不可欠です。

久留米市に蓄積のあるゴム、自動車、バイオ、医療、食品、緑花木等の一層の振興を図るとともに、それらをさらに発展させるような産業の集積や新産業の創出を進めていく必要があります。

また、久留米市の基幹産業である農業は、環境、景観、洪水防止など多面的な機能の重要性からも将来にわたる農業活動の維持、向上が必要であり、職業として選択できる魅力ある農業の実現に取り組まなければなりません。

さらに、国内市場の縮小も懸念される中で、成長するアジアの活力を久留米市の産業振興につなげる取り組みを官民で進めていく必要があります。

一方、久留米市が今後も福岡県南部の中核都市として発展し、都市の機能や魅力を向上させ、広域求心力の拡大を図ることが不可欠です。

総合都市プラザを核とした都市型交流機能の充実や、文化芸術、高度医療、学術研究など、久留米市ならではの拠点機能を活かしたまちづくりが求められています。

また、個性ある地域の資源を活かした交流人口の拡大を図るため、住んでいる地域に誇りが持てるような地域や団体、行政との協働による観光振興、さらには海外からの誘客も進めていく必要があります。

さらに、久留米市が発展していくには、久留米広域都市圏全体が定住できる地域として持続していくことが重要であり、地方分権の進展を展望し様々な広域連携による取り組みを進めていかなければなりません。

### **(3) 幸せを実感できる市民生活の実現**

生活の質を維持向上させ、幸せな生活を送ることはすべての人の願いです。

幸せな生活の要素は、仕事や家族、家計など様々ですが、超高齢社会が進み共助の取り組みの重要性が増す中で、地域社会のあり様としては、まず、その地域で暮らす不安が無いことが必要です。

幸せな生活を実感するには、まず、全ての人が人間として等しく尊重され、人権を尊重し合う社会でなければなりません。

しかし、なお、人権の尊重に関して、インターネットを悪用した差別書き込みや、高齢者、障害者、女性、子ども等への虐待・暴力、学校におけるいじめなど、人権を脅かす事案があとを絶ちません。

また、男女共同参画社会の実現についても、まだまだ性別役割分担意識に基づく社会慣行や解決すべき課題が、家庭、地域、学校、職場などに多く残っています。

一人ひとりが人権意識を高め、お互いの個性を尊重し合い、共に生きる地域づくりをすすめるとともに、男女があらゆる分野に参画し、活躍できる環境の整備が必要です。

また、高齢者の増加や、家庭や地域での相互扶助力の低下、人間関係の希薄化などから、頻発する自然災害や治安等への不安感が高まっており、総合的な防災力の向上や犯罪防止のための取り組みが重要となっています。セーフコミュニティの仕組みを活用し、市民や地域、行政が力を合わせて協働による安全・安心な地域社会づくりが求められています。

さらに、平均寿命が80年から90年という時代となり、将来への不安の要素として健康を上げる人が多くなっています。市民一人ひとりの心身の状況に応じた健康づくりを保健、医療、福祉など様々な面から充実し、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。

一方で、成長社会から成熟社会に移行するにつれ、日常生活の利便性や快適性と  
いった部分だけではなく、精神的なゆとりや生きがいにより求められるようになって  
います。やすらぎや楽しみは、生きる力や明日への活力をもたらし、心豊かな生  
活の大きな要素となります。

こうした変化に的確に対応し、安全で安心できる暮らしの中で、文化芸術・スポ  
ーツなどを活かした心豊かに幸せを実感できる市民生活の実現に向けた取り組み  
を進めていく必要があります。

2 都市像別体系

水と緑の人間都市



## 基本計画の各論

### 第1章 誇りがもてる美しい都市久留米

#### 第1節 四季と歴史が見えるまち

##### 1 花と緑あふれる空間づくり

- 市民や来街者が四季を体感できるよう、都市空間の緑化拠点整備や身近な生活空間などへの緑化推進を図り、花と緑あふれる空間づくりを進めます。また、耳納山系をはじめとする豊かな自然や風景を保全するとともに、地域と協働で、その魅力を高め、地域の活性化や地場産業の振興につなげます。

##### 2 水辺空間の利用と再生

- 河川の清らかさを活かした潤いのある都市空間を創出するために、雄大な筑後川の水辺空間に、憩いやレクリエーションなどの場を整備し、川辺の魅力を高めます。また、気軽に水に親しむことができる水辺空間として、河川やため池などの活用を図ります。

##### 3 魅力ある歴史資源の未来への継承

- 筑後国府跡や伝統的なまつりなどの魅力ある歴史資源を都市づくりに活かし、守り伝えていくために、地域と協働で、歴史資源を知る機会や場の提供を図り、市内外の認知度を高めるとともに、歴史資源を活用した空間づくりや人材育成を進め、市民の郷土への誇りと愛着を深めます。

#### 第2節 快適な都市生活を支えるまち

##### 1 持続可能な都市構造の形成

- 人口減少社会においても持続可能な、ネットワーク型のコンパクトな都市構造を形成するために、公共施設の再配置の検討や土地利用の規制・誘導方法の見直しなどにより、中心拠点の魅力的で賑わいのある都市機能の向上と、市域に点在する地域生活拠点の生活機能の集積を進めます。

##### 2 総合的な交通体系の確立

- 誰もが、市域内外へ安全かつ円滑に移動できるよう、既存公共交通機関の利用促進と利便性向上を図るとともに、公共交通空白地域への生活支援交通の導入など、地域の実情に応じた総合的な交通施策を進めます。また、国県と連携し、環状道路や放射線状に広がる広域幹線道路の整備拡充を進めます。

##### 3 快適な都市基盤・生活基盤の構築

- 快適な都市生活の基盤を構築するために、道路、公園、上下水道、市営住宅等

のインフラを、需要の変化に対応しながら、計画的に整備します。また、同時期に老朽化を迎える、橋りょうや上下水道等のインフラについては、長寿命化計画や耐震化計画を策定し、経費の縮減、平準化を図りつつ、総合的な予防保全型の維持管理を行います。

#### **4 魅力ある都市景観づくり**

- 風情ある景観や地域固有の美しい街並みを活かし、魅力ある都市景観を創出するため、景観スポットの整備や構造物の規制・誘導などを行うとともに、景観意識の向上に取り組みます。また、街なかにおいては、賑わいと活力を感じさせる街並みの創出を進めます。

### **第3節 外で活動したくなるまち**

#### **1 集い、楽しむ空間づくり**

- 市民が集い、憩い、外で活動する楽しさを実感できるように、地域資源を活かした特色ある公園や、身近な広場の整備、改修を進めます。また、社会環境の変化にともなう利用者ニーズや管理形態の変化に対応できるよう、公園や広場のあり方を検証し、地域との協働による施設計画の策定や維持管理を進めます。

#### **2 歩きたくなる道づくり**

- 市民が外に出て散策したくなるように、安全で快適な歩行空間を整備するとともに、歩きながら、自然や歴史、文化等を身近に感じ、楽しむことができる歩きたくなる道づくりを進めます。また、休憩施設等を整備することにより、人が集い、交流しやすい空間づくりを図ります。

#### **3 自転車が似合うまちづくり**

- 多くの人が自転車に乗って活動したくなるように、市民や来街者が気軽に自転車を利用できる仕組みの構築や、自転車走行空間や自転車駐車場の整備など、多様な視点で、自転車の利便性・回遊性の向上と走行環境の改善を図り、自転車が似合うまちづくりを進めます。

#### **4 ユニバーサルデザインのまちづくり**

- 子どもや高齢者、障害者など、すべての市民が、外に出て楽しむことができるまちをめざし、誰もが安全で快適に利用できる公共・公益施設や交通機関の整備促進、誰にでもわかりやすい案内標示や情報発信など、ユニバーサルデザインに配慮した都市空間や生活環境の整備を進めます。

## 第4節 環境を育み共生するまち

### 1 低炭素社会の構築

- 低炭素社会の構築をめざし、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入と効率的な利活用を促進するとともに、市民や事業者の意識啓発を図り、主体的な創エネ・省エネ活動への支援や、公共交通機関や自転車、徒歩による移動の推進を図ります。

### 2 循環型社会の構築

- 循環型社会の構築をめざし、市民生活や事業活動における、ごみの発生抑制、資源の再使用、再生利用を推進します。また、ごみの市域内処理の実現に向けて、中間処理施設の整備、収集体制の見直し、最終処分場の適正管理等に取り組み、環境負荷を低減した、安定的なごみ処理体制を構築します。

### 3 生活環境の向上と自然環境の保全

- 清潔感あふれる、良好な生活環境を確保するために、環境美化の推進や生活衛生の向上、環境汚染の防止などに取り組みます。また、人と自然の共生をめざし、多様な生物がすむ緑地や水辺、河川、さらには、水源をかん養する森林など、良好な自然環境を守り、育む取組みを進めます。

## 第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米

### 第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち

#### 1 人権意識の確立

- 自分の人権を守り、他者の人権を守る行動をする市民意識を醸成するため、人材の育成や手法の改善を進めながら、効果的な人権教育・人権啓発を実施していきます。また、人権啓発センターを活用した学習や、地域での市民の主体的な学習の取組みを支援します。

#### 2 人権擁護対策の推進

- 差別や人権侵害事象の防止、人権の擁護を図るため、関係機関・団体等との密接な連携により、人権が侵害されたり、されるおそれがある人に対する相談・支援体制の充実を図ります。また、女性や子ども、高齢者、障害者等に対する暴力や虐待などの未然防止や被害者の保護・救済のための取組みを進めます。

#### 3 同和対策の充実

- 差別に起因する格差を解消し、同和問題の解決につなげていくため、生活環境

の整備とともに、就職の機会の均等を図るための取組みや就労環境の整備、就学・進学への支援による教育機会の均等を図る取組みなどを進めます。

#### **4 男女の自立と男女共同参画の推進**

- 男女が共に自立し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、男女平等の意識づくり、政策・方針決定過程をはじめ様々な分野での女性の参画拡大、仕事と家庭などとの両立を可能にする「ワークライフ・バランス」の取組みを進めます。

### **第2節 安全で安心して暮らせるまち**

#### **1 セーフコミュニティの推進**

- 安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、国際認証である「セーフコミュニティ」の理念を普及・定着させ、市民、関係団体等、行政の協働により、不慮の事故、犯罪・暴力、災害をはじめ様々な分野で、横断的に傷害などの予防活動に取り組む意識づくりと、安心感の向上に繋がる環境づくりを進めます。

#### **2 防災力の強化**

- 市民の生命、身体を守り、災害による被害を最小限にするため、市民の防災意識の向上や自主防災組織による防災・避難訓練等の継続的な実施とともに、ハード・ソフトの両面からの防災・減災対策に取り組み、自助・共助・公助の役割分担と関係機関・団体等の連携による総合的な地域防災力の強化を進めます。

#### **3 防犯・暴追対策の推進**

- 犯罪のない安全で住みよいまちをつくるため、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、市民や事業者、関係機関・団体等と一体となり、地域に密着した防犯活動や暴力追放運動を展開します。また、犯罪が起きにくい生活環境の整備を進めます。

#### **4 交通安全対策の推進**

- 子どもや高齢者などの交通事故を防止するため、地域の実情や事故の実態を踏まえ、年齢層に応じた交通安全教育・啓発を推進するとともに、道路反射鏡などの交通安全施設や歩道の整備、通学路の安全確保に向けた取組みを進めます。

### **第3節 心豊かな市民生活を創造するまち**

#### **1 生涯を通じて学び、活かせる環境の整備**

- 学びを通じて生きがいを深め、豊かな心を醸成できるよう、市民ニーズや社会

的課題に即した学習機会の充実や学習環境を整備するとともに、習得した知識や経験を地域の中で活かすことにより、地域の活性化やまちづくりにつなげる取組みを進めます。

## **2 創造的な文化芸術活動の推進**

- 暮らしの中で心の潤いややすらぎを実感できるよう、身近なところで優れた文化芸術に触れられる機会や場づくりを進めます。また、市民の自主的な文化芸術活動の活性化とともに、文化芸術を担う人材の育成や、新たな文化芸術の創造や発信などの活動を市民とともに支える仕組みづくりを進めます。

## **3 誰もが楽しめるスポーツ環境の充実**

- スポーツを通じた心身の健康の保持や精神的充足を得られるよう、あらゆる世代の人々が身近にかつ気軽にスポーツを楽しめるような環境づくりを進めます。また、競技スポーツの振興や大規模大会の誘致などによるスポーツの水準向上、スポーツを通じた地域内の人の交流の活性化など、まちづくりにつながる総合型地域スポーツクラブの充実を進めます。

# **第4節 多様な市民活動が連帯するまち**

## **1 地域づくり活動の活性化**

- 住みよいまちづくりに向けた地域コミュニティ活動の活性化を図るため、自治会への加入促進をはじめ、地域コミュニティ組織に対する活動支援や、校区コミュニティセンターなどの活動拠点の整備支援を進めます。

## **2 市民活動の充実**

- 市民活動の活性化のため、市民の地域社会の一員としての自覚や市民活動への参画意識を高めるための取組みを進めます。また、市民個人や市民公益活動団体等に対し、市民活動サポートセンターを通じた情報提供、活動の場の提供を行います。

## **3 活動のネットワークの形成**

- 地域の抱える様々な課題の解決や住みよい地域づくりの活動の拡大を図るため、地域コミュニティ組織と市民公益活動団体、ボランティア、大学生などの交流の場づくりを行い、情報の共有化、相互理解の深化など、連携強化に向けた取組みを進めます。

## 第5節 子どもの笑顔があふれるまち

### 1 安心して産み、育てられる環境づくり

- 子どもを産み育てやすい環境を整えるため、多様化・増加する乳幼児期の保育・教育ニーズに対応した施策の充実を進めます。また、出産や子育てに対する不安を解消するための相談体制の強化や保護者の相互交流の場の確保、子どもの健やかな成長を支える保健福祉サービスの充実を進めます。

### 2 子育て、子育てを支える地域づくり

- 子育て家庭や子どもを地域全体で見守り、支援するため、地域でのネットワークや交流の場づくりを進めるとともに、子どもが地域の中で多様な経験を積みながら、豊かな人間性を身につける機会を充実します。また、地域住民、関係団体等の連携により、青少年の非行防止や健全育成のための活動を進めます。

### 3 未来へつなげる教育の推進

- 次代を担う「生きる力」を持った子どもを育成するため、学力の向上、豊かな心、社会性や規範性の育成のためのきめ細かな指導を行うとともに、それを支える教職員の資質向上、学校施設の改築・改修による教育環境の整備、保護者・地域と連携した教育課題の解決に向けた取り組みなどを進めます。

## 第6節 健康で生きがいもてるまち

### 1 心身と体の健康づくり

- 心身の健康を保持・増進し、健康寿命を延伸させるため、「自分の健康は自分で守り、つくる」意識を醸成するとともに、健診・検診の受診率の向上とその結果に基づくきめ細かな保健指導の充実や、ストレスへの適切な対処を促すための普及啓発を進めます。

### 2 健康危機管理の強化

- 感染症や食中毒の未然防止、発生時の拡大防止を図るため、知識の普及・啓発や情報の提供を充実します。また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生、自然災害や事故などにより生じる健康被害にも迅速に対応できるよう、関係機関等と連携しながら、健康危機管理体制を強化します。

### 3 地域医療の確保

- 市民がいつでも安心して必要な医療を受けることができるよう、地域の医療機関等との連携により救急医療体制の確保を図るとともに、医療監視や医療安全相談を通じ、医療機関が良質な医療を提供するための支援を行います。また、

医療制度の基盤である国民健康保険制度の健全運営に取り組みます。

#### **4 高齢者の社会参加の推進と生きがいづくり**

- 高齢者の培ってきた技術や豊富な知識・経験を活かし、高齢者自身の生きがいづくりや地域社会の活性化につなげるため、就労の支援や社会貢献活動への参画の促進、世代間交流の場の確保などの環境整備を進めます。

#### **5 障害者の自立と社会参加の推進**

- 障害者が自分らしく生き生きとした生活が送れるよう、多様な就業への支援や、地域活動をはじめ様々な分野の活動への参加支援を行います。また、障害及び障害者への正しい理解と認識を深めるための啓発の実施や交流の場づくりを進めます。

### **第7節 やさしさと思いやりの見えるまち**

#### **1 支え合う地域づくり**

- 誰もが安心して地域で暮らし続けられるよう、高齢者などの社会からの孤立防止や、支援を必要とする人の早期発見のための見守り活動の充実、住民同士のつながりを強めるためのサロン活動の推進、災害時要援護者名簿の作成など、地域全体で支え合い、助け合う仕組みづくりを進めます。

#### **2 高齢者福祉・介護サービスの充実**

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護、医療、福祉などのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。また、認知症の予防や介護家族の支援、介護保険制度の適切な運営による介護サービスの質の向上などの取組みを進めます。

#### **3 障害者福祉の充実**

- 障害者が地域や住み慣れた場所で日常生活や社会生活を送れるよう、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じたきめ細かな相談支援や、障害福祉サービス提供体制の充実に向けた取組みを進めます。

#### **4 ひとり親家庭の自立支援**

- ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、就労支援、経済的支援をはじめ、子育てと生活支援、養育費確保の推進を図るとともに、きめ細かな相談支援体制の整備を進めます。

## **5 生活困窮者の自立支援**

- 失業等により生活に困窮する人の自立に向け、早期からの相談支援や就労支援、住居の確保などの支援を行うとともに、生活保護制度の適切な適用・運用を行います。また、厳しい家庭環境に置かれた子どもへの適切なケアや学習支援など、その環境の世代を超えた連鎖を防止するための取組みを進めます。

## **第3章 活力あふれる中核都市久留米**

### **第1節 知恵と技術を創造するまち**

#### **1 新たな価値を生む新産業・新事業の創出・育成**

- 持続的な経済成長を図るため、地域の特性や潜在力などを活かして、企画段階から販路開拓までの総合的な支援を行う環境を整え、新産業・新事業の創出と育成に取り組めます。また、新たな産業振興の担い手となる人材の発掘・育成を図ります。

#### **2 多様な地域産業の振興**

- 商工業をはじめとした地域産業の振興を図るため、経営基盤の強化や高付加価値化を支援するとともに、事業者間などの連携や経済循環の仕組みづくりに取り組めます。併せて、積極性あふれる人材や担い手の育成に取り組めます。

#### **3 地域経済を支える産業の集積**

- 将来にわたる産業基盤の構築及び地域の雇用の創出と確保を図るため、経済波及効果の大きい産業の誘致や立地促進に取り組み、地域経済を支える産業の集積を進めます。また、将来を見据えた、産業団地の整備や民有地の活用など立地の受け皿づくりに取り組むとともに、企業が活動しやすい環境整備を進めます。

#### **4 職業として選択できる魅力ある農業の実現**

- 将来にわたって収益性の高い農業生産を維持するために、地域の中核となる基幹的な担い手の育成や農業生産基盤の整備、農地の利用集積など農業生産の基盤強化に取り組めます。
- 競争力のある産地を育成するために、品質の良い売れる農産物の計画的な生産、農産物のブランド化、農業の6次産業化、販路の拡大など久留米産農産物の販売力強化に取り組めます。

## **5 誰もが働きやすい労働環境の整備**

- 多様な人材の活躍により、地域経済を持続的に発展させるため、女性、高齢者、障害者など誰もがそれぞれの能力を活かして働きやすい労働環境の整備を進めます。また、若年労働者の雇用形態の改善に取り組み、待遇や労働条件の格差解消を図ります。

## **第2節 アジアに開かれたまち**

### **1 学術研究都市づくりの推進**

- 学術研究機関の集積を活かして地域の活性化を図るため、戦略的な機能拡充を進めるとともに、地域課題の解決のための大学等と地域の連携や、国際的な研究連携や人材交流、グローバル人材の育成などを推進します。

### **2 国際性豊かなまちづくり**

- グローバル化が進展する中で、互いの文化の違いを認め合う多文化共生のまちづくりを進めるため、友好姉妹都市をはじめとする諸外国との交流や在住外国人の生活支援、市民が主役となる国際交流などに取り組みます。

### **3 海外ビジネス交流の促進**

- 販路拡大による地域産業の活性化を図るため、大きな市場拡大が見込まれる東アジアをはじめとした海外展開に取り組む企業や事業者を支援します。

## **第3節 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち**

### **1 にぎわいと憩いを創出する場と機能の整備**

- 中心市街地の再生と活性化を図るため、(仮称)久留米市総合都市プラザをはじめとしたにぎわい空間の創出など中心市街地の再整備を進めます。また、地域や市民と連携したにぎわいづくりや市民にとって心地よい居場所づくりに取り組み、顧客目線で魅力的な中心部商店街や地域商店街づくりを推進します。

### **2 広域交流を促す観光とMICEの振興**

- 広域的な求心力を高め、国内外からの交流人口の拡大を図るため、個性豊かな地域資源を活かした魅力ある観光地づくりを進めるとともに、各種の大会や学会をはじめとしたMICEの振興に取り組みます。

## **第4節 拠点都市の役割を果たすまち**

### **1 シティプロモーションの促進**

- 激化する都市間競争の中で、地域の特性や潜在力を磨き、都市力を向上、発展

させるため、都市ブランドの確立や市民が地域に誇りと愛着を持つしくみづくりを進めるとともに、情報発信力の強化により、久留米の魅力の戦略的、効果的な発信を進め、定住・交流人口の増加や久留米製品の販売力強化などを図ります。

## **2 高度医療都市の推進**

- 高度な医療機関が集積する恵まれた環境を地域の発展に活かすため、先端医療への取り組みを促進します。また、拠点都市として広域的な高次医療の役割を引き続き担えるようなまちづくりを進めます。

## **3 高度情報化の推進**

- 市民や企業に快適な情報通信環境を提供するため、地域情報化や電子市役所構築の推進に取り組みます。また、行政のオープンデータ化を促進するとともに、ビッグデータの利活用に取り組みます。

## **4 都市間連携の推進**

- 佐賀県東部を含む福岡県南地域の中心都市として、その拠点性や都市としての潜在力をさらに高めるため、歴史や文化を共有する筑後川流域の近隣の市町と定住自立圏などの連携を進め、圏域全体の魅力と活力の向上に取り組むとともに、課題に応じて個別の都市間連携も進めます。

# **第4章 基本計画推進に当たって**

## **第1節 協働によって築かれるまち**

### **1 市民との協働によるまちづくりの推進**

- 高度化・多様化する市民ニーズ等を解決するために、市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体、事業者等による様々な形での市民活動を活性化し、それぞれが互いに、または市と連携協力して地域が抱える課題等の解決に取り組む協働によるまちづくりを進めます。

### **2 市民と行政の相互理解の向上**

- 市民との情報の共有化を促進し、市民と行政の相互理解の向上を図るため、多様な媒体や機会を通じて、分かりやすい形で行政情報を積極的に発信し行政の透明性を図るとともに、様々な広聴手法による市民ニーズ等の把握を図ります。

## 第2節 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

### 1 効率的で質の高い行財政運営の推進

- 社会環境の変化などに伴い高度化・多様化する市民ニーズ等に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、さらなる財源の確保や公共施設の最適化などにより持続可能な財政基盤を確立し、機能的でコンパクトな行財政運営を進めます。

### 2 変革に対応できる職員の育成・確保

- 職員には、政策形成能力を備え中長期的かつ分野横断的な視点を有しながら、意欲と情熱をもって施策を実現することが求められます。そのため、職員一人ひとりの能力を最大限発揮できる組織風土を醸成しつつ、変革に対応できる人材の育成・確保を進めます。

### 3 計画行政の推進

- 社会環境の変化に柔軟に対応できる実効性ある計画とするため、引き続き、事業等評価制度の活用による適切な進行管理を行うとともに、各部門計画と一体的な取組みを進めます。